

2019年5月27日

日本スポーツ精神医学会  
会員各位

日本スポーツ精神医学会  
選挙管理委員長 山口 達也

日本スポーツ精神医学会 役員選挙  
ご投票のお願い

謹啓 盛夏の候、会員様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。何時も当学会へ多大なご支援、ご協力を賜り、御礼申し上げます。

この度、日本スポーツ精神医学会 役員選挙の被選挙人名簿に不備があることが判明したため、以下の学会会則及び役員選出規定に基づき被選挙権を訂正いたしました。

スポーツ精神医学会 会則

第14条 評議員

5) 評議員は選出された3年間の任期中、1回以上評議員会に参加していることを要件とする。

6) 評議員の任期は3年として、再任を妨げないが、その就任年度において、満66歳を超えないものとする。

役員選出規定

第7条 (被選挙権)

被選挙権は選挙の時点において評議員であるものが有する。ただし、選挙のある年の4月1日時点で、学会費を2年以上未納の会員は、これを有しない。

大変恐縮なお願いではございますが、今回同封いたしました訂正後の被選挙人名簿をご参照の上、ご投票頂けますと幸甚です。

以上